

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領  
(知的障害に対する通級による指導についての実践研究)

1. 趣旨

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について検証するため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究指定校」という。）に指定し、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について研究開発を行う。

2. 事業の内容

研究指定校において、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し、知的障害のある児童生徒の障害に応じた特別の指導を、小・中学校等の現行教育課程に加え、又は一部に替える特別の教育課程に関する研究開発を実施する。

文部科学省は、研究指定校の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）に対して研究開発の実施を委託する。

具体的な研究開発の内容は以下のとおりである。

(1) 知的障害の児童生徒に対する障害の状態の改善又は克服を目的とする指導（自立活動に相当する指導）の実施

通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対して、障害の状態に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導）を行う。指導に当たっては、特別支援学校小・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に教育課程を編成する。その際、以下の①～④に留意することとする。

① 障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱う場合

自立活動に相当する指導の中では、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科・科目の内容を取扱いながら指導することができる。ただし、指導の目的は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することであり、単なる教科・科目の遅れを補充するための指導とはならないよう、留意することが必要である。

② 障害に応じた特別の指導に係る授業時数

障害に応じた特別の指導に係る授業時数については、小学校においては1単位時間を45分、中学校においては1単位時間を50分として、年間35単位時間から280単位時間までを標準とする。

③ 障害に応じた特別の指導を担当する教師

障害に応じた特別の指導を担当する教師については、対象とする学校種の教員免許状を有する必要がある。また、特別支援学校の教員免許状を併せ有するなど特別支援教育の専門的な指導が可能な者であることが望ましい。

④ 他校への通級、巡回による指導

他校での障害に応じた特別の指導（他校への通級）や他校の教師が研究指定校に巡回して行う障害に応じた特別の指導（巡回による指導）を行う場合の取扱いは、以下の通りとする。

(a) 特別支援学校への通級、特別支援学校の教師の巡回による指導

研究指定校に在籍する児童生徒が、特別支援学校小・中等部において、障害に応じた特別の指導を受けることも可能であるが、当該障害に応じた特別の指導について研究指定校の授業として位置付けることが必要である。この場合、当該指導を行う特別支援学校小・中等部の教師については、複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

特別支援学校小・中等部の教師が、研究指定校において、障害に応じた特別の指導を行う場合についても、当該指導を行う教師については複数校兼務の兼務発令を行うなど研究指定校における身分取扱いを明確にする必要がある。

(b) 他の小・中学校等への通級、他の小・中学校等の教師の巡回による指導

他の小・中学校等での障害の状態に応じた特別の指導や、他の小・中学校等の教師による障害の状態に応じた特別の指導についても、(a)と同様とする。

(2) 児童生徒の実態把握

事業の対象となる障害の種別は知的障害とする。

また、障害の程度は、通級による指導の趣旨を踏まえ、通常の学級での学習におおむね参加でき、知的障害に随伴してみられる困難（※）について、一部特別な指導を必要とする程度のものとする。

個々の児童生徒について、障害の状態、発達の程度、生活や学習環境などの実態について、的確に把握するとともに、知的障害に随伴する改善・克服を必要とする困難の内容についての的確に把握する。

なお、改善・克服を必要とする主な困難が、すでに通級による指導の対象となっている障害（言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱）による場合は対象としないこととする。

※ 知的障害のある子どもには、知的発達の段階から見て言語、運動、情緒、行動などの面で顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られ、特別支援学校や特別支援学級ではこれらを自立活動で指導している。知的障害に随伴してみられる顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態は多くあり、例えば、知的発達の程度等に比較して、言葉と言葉をつなげることが難しいという認知面での課題や、動作面における手先の不器用さや平衡感覚の未熟さ、自信が持てないことによる心理面の不安定さなどがある。

### (3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

家庭および地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成・活用する。また、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に生かす。

### (4) 児童生徒・保護者の理解・認識の向上に係る支援

事業を実施するに当たっては、対象となる障害のある児童生徒及びその保護者に対して丁寧に説明することが必要である。

また、障害のある児童生徒への支援が円滑に行われるよう、通常の学級での支援の充実、通常の学級での支援と障害に応じた特別の指導との連携に関する取組も実施する。

### (5) 指導の効果についての評価

知的障害のある児童生徒に対する障害に応じた特別の指導の効果について、客観的な評価を行う。

### (6) 指導要録の記載

障害に応じた特別の指導の指導要録への記載方法については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」

(平成 22 年 5 月 11 日付け 22 文科初第 1 号文部科学省初等中等教育局長)における小学校及び中学校における通級による指導の記載事項等を参考とする。